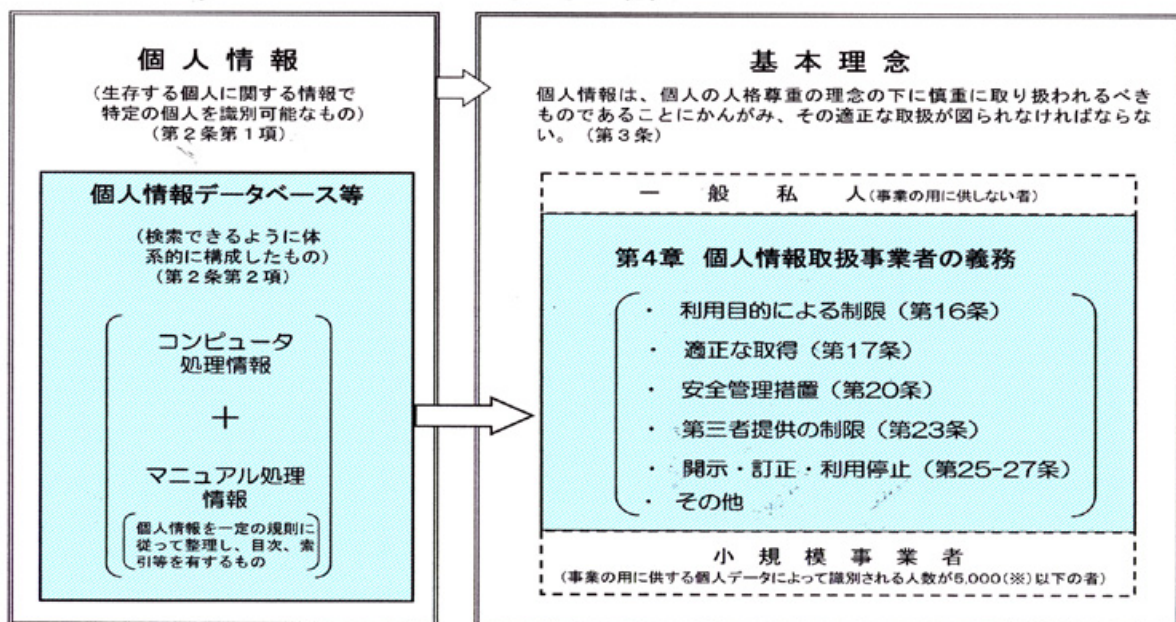


義務と罰則

「個人情報保護法」では、次のことが義務づけられ、企業が責務を怠り、主務大臣の命令に反したような場合には刑罰等も定められています。

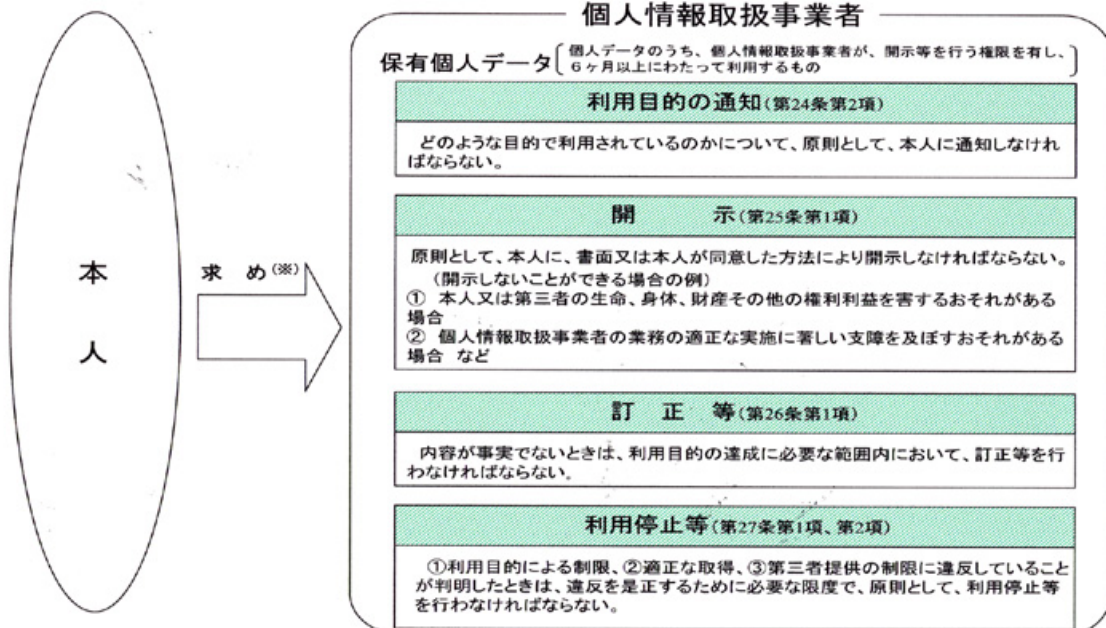
- 個人情報を収集する際には利用目的を明確にしなければならない。
- 目的以外で利用する場合には、本人の同意を得ないといけない。
- 個人情報を収集する際、利用目的を通知・公表しなければならない。
- 情報が漏洩しないよう対策を講じ従業員だけでなく委託業者も監督しなければならない。
- 個人の同意を得ずに第三者に情報を提供してはならない。
- 本人からの求めに応じ情報を開示しなければならない。
- 公開された個人情報が事実と異なる場合、訂正や削除に応じなければならない。
- 個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切・迅速に対処しなければならない。
- 主務大臣の命令に違反した場合や、報告義務に違反した場合には罰則が科せられる。
主務大臣の命令に対する違反の場合 6月以下の懲役または30万円以下の罰金
報告義務違反の場合 30万円以下の罰金

遵守すべき個人情報の取扱いのルール



※市販のカーナビや電話帳をそのまま利用する場合、これらに含まれる個人データによって識別される人数は算定に含まれない。

本人の関与の仕組み



※開示等の求めは、法定代理人又は本人が委任した代理人により行うことができる。